

京都大学	博士 (法 学)	氏名	辻 由希
論文題目	福祉レジームの再編と「家族」－現代日本におけるケア、家族、教育政策をめぐる言説政治－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、1990年代以降の日本福祉レジームの再編過程において、どのような「家族」像が提示され、それらはどのように「ジェンダー化」されているのかを明らかにするものである。</p> <p>日本の福祉レジームは、国家や社会による家族支援が限定的で、個人の生活保障の多くが家族に委ねられる「家族主義福祉レジーム」として位置づけられる。そこにおける家族像は、いわゆる男性稼得者モデルといわれるものであるが、レジーム変容とともに、このような家族像は揺らいでいる。本論文は、その揺らぎのなかから、政策決定過程における言説構造を分析することによって幾つかの異なる家族像を浮き彫りにする。</p> <p>本論文では、まず既存の福祉国家研究を手掛かりに、福祉レジーム論における家族の位置づけを、(1) 家族のケア責任、(2) 国家－家族関係、(3) 公教育によるジェンダーの再生産、という三つの観点から検討する。家族主義福祉レジームでは、従来家族に対する公的支出の程度は低く、ケア労働・ケアコストは両方とも家族に委ねられている。家庭内暴力に対する政府の強権的介入は極めてまれであり、社会政策による支援も限定的であった。また公教育を通じて性別役割分業の再生産が企画されてきた。しかし、1990年代以降、家族形成の困難性が認識され、福祉レジームの改革が試みられるようになった。</p> <p>改革の具体的事例として取り上げられるのは、①介護保険導入と児童手当の拡充、②児童虐待防止法とDV防止法制定、③教育基本法の改正、の三つである。①では、ケアコストとケア労働の社会化について着目し、現金給付と現物給付が家族に対してもつインパクトの違いを分析している。現物給付がケア労働の社会化を推進するのに対して、現金給付は、従来の家庭内性別分業を維持する傾向をもつことが指摘され、両方のアイディアのせめぎあい分析される。②では家庭内の人権侵害に対する国家介入が取り上げられ、家族という親密圏に公権力が介入することを正当化する言説を検討するなかから、そこでどのような家族が前提、あるいは理想化されているかを明らかにする。③では、ジェンダーフリー教育に対する反動に焦点を当て、ここでは男女分業の維持と教育を支える家族が強調されていること、そのようなアイディアは、父性主義の復権を図るものであることが指摘されている。</p> <p>以上の事例研究から抽出される家族観は、多元主義家族、平等主義家族、母性主義家族、父性主義家族、の四つである。多元主義家族は、家族の責任を軽減する国家支援と性別分業の廃棄ないし緩和を目指すものであり、DV防止法の自立支援や民主党による「子ども手当」案に反映されている。平等主義家族</p>			

は、性別分業の改革を目指しながらも、家族の責任を強調するものであり、介護保険における「介護の社会化」論や少子化対策における「両立支援」論にみられる。性別分業を維持しながらも、家族の責任を軽減しようとするのが母性主義家族であり、この考えは、女性のケア労働に対して現金給付を与えようという主張に典型的に表れる。最後に、家族の責任、性別分業を強調し、従来の男性稼得者モデルを再建しようというのが父性主義家族観であり、この考えは、児童虐待や教育荒廃に対する父権の復権として唱えられている。

1990年代においてはジェンダー平等政策が展開され、2000年代に入ってそれに対する反動として男女の違いや家族の役割が強調されるようになってきたが、これと並行して、争点がジェンダーから「子ども」へと移行し、アイディア的には「多元主義家族+平等主義家族」と「母性主義家族+父性主義家族」という対立構造が形成されてきている。家族主義福祉レジームの再編を巡っては、これまでもっぱら新自由主義的文脈で指摘されてきた家族と国家の間での役割や責任の再編という面が注目されてきたが、本論文では、家族福祉レジームの再編をめぐるもう一つの重要な争点として、性別役割分業の維持・改革が存在することを明らかにしている。

従来日本の福祉レジーム改革は、両立支援、市場志向、労働削減という三つの再編ルートを混在しているといわれてきたが、そこには第四のルートともいえるべき「新家族主義ルート」が存在することを本論文は、指摘している。それは家族主義福祉レジームを維持するために、福祉の担い手となる家族像を改めて創出しようという動きであり、このような「父性主義家族」像が日本の政治過程において持つ重要性を、本論文は明らかにしている。

(論文審査の結果の要旨)

20世紀型政治経済システムともいふべき福祉国家の変容は、今日比較福祉国家研究のなかで最も注目される研究テーマであるが、本論文は、日本型福祉レジームの変容に、従来の政治経済学的分析とは異なる手法である言説分析によって、取り組んでいる。

日本の福祉レジームは、国家や社会による家族支援が限定的で、個人の生活保障の多くが家族に委ねられる「家族主義福祉レジーム」として位置づけられるが、このレジームが前提とする、いわゆる男性稼得者家族観は、1990年代以降、大きく変容している。

その変容を明らかにするために、本稿では、①介護保険導入と児童手当の拡充、②児童虐待防止法とDV防止法制定、③教育基本法の改正、を事例として取り上げている。これらの事例研究から抽出される家族観は、多元主義家族、平等主義家族、母性主義家族、父性主義家族、の四つである。多元主義家族は、家族の責任を軽減する国家支援と性別分業の廃棄ないし緩和を目指すものであり、DV防止法の自立支援や民主党による「子ども手当」案に反映されている。平等主義家族は、性別分業の改革を目指しながらも、家族の責任を強調するものであり、介護保険における「介護の社会化」論や少子化対策における「両立支援」論にみられる。性別分業を維持しながらも、家族の責任を軽減しようというのが母性主義家族であり、この考えは、女性のケア労働に対して現金給付を与えようという主張に典型的に表れている。最後に、家族の責任、性別分業を強調し、従来の男性稼得者モデルを再建しようというのが父性主義家族観である。

本論文の意義は、第一に、1990年代以降の政治過程において、もっぱら新自由主義的改革という観点から論じられることが多かったケアやジェンダーフリーなどの争点を、異なる家族観の対抗として再解釈し、そのことによって、実はこの時代の福祉国家改革が、「国家か.市場か」という対立軸とともに「性別分業の維持か変革か」という対立軸にそってなされたことを明らかにした点にある。第二の意義として、四つの家族観を浮き彫りにしたことによって、日本型福祉レジームの再編ルートとして、従来指摘されてきた両立支援、市場志向、労働削減ルートのほかに、家族福祉を再編強化する第四のルートが存在することを指摘した点が挙げられる。

本論文は、言説と政治的動員との関係が十分に明らかにされていない嫌いはあるが、比較福祉国家研究、ジェンダー研究の成果を取り入れながら、1990年代から今日にいたるまでの家族をめぐる言説構造を丹念に分析し、独自の視点によって新たな知見を獲得した極めて水準の高い研究であるといえる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。